

平成 29 年度監査報告書

平成 30 年 5 月 28 日

社会福祉法人高岡の里福祉会
理事長 杉 岡 進 様

社会福祉法人高岡の里福祉会

監事 豊國和好
監事 牛尾和代



平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度の係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 事業報告等の監査結果

(1) 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

職員の勤務時間等変更に伴う就業規則の一部改正について、また、法改正による育児休業に関する規程の一部改正についても、適正に処理されていました。

(2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

法令及び定款の規定に従い、開催回数及びその内容等について、適正に運営されていました。

3 計算関係書類及び財産目録の監査結果

(1) 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

財務について、計算書類、財産目録その他計算書類等を閲覧した結果、財務処理は適正に処理されていました。

資産について、固定資産、流動資産ともに適正に管理されていました。

4 監査結果に対する指摘及び意見

(1) 理事会・評議員会関係

理事会開催回数5回、評議員会開催回数3回

法令及び定款の規定に従い、開催回数、内容ともに適正に運営されていました。

(2) 職員及び利用者支援等関係

- ・職員の定数は満たされているが、職員の資質の向上及び人材の確保に努めること。また、職場環境の改善に努めること。
- ・利用者に対する支援については、虐待やパワーハラスメントなどの行為が決して起こさないよう、常に教育、指導に努めること。

(3) 経営・運営関係

・もちの木園

利用者の高齢化等による退所者が3名、3月末現在利用者数49名であるが、常に50名の定員を確保すること。また欠員期間が長期的にならないように努めること。

利用者の入院回数の増加又入院期間の長期化する傾向にあるが、平素から利用者の体調管理により一層の注意をはらう必要があること。

・たかはしサポートセンター

定員を増員変更したことに伴う給付額の減少は、経営的に苦しいところであるが、利用率を上げること又は利用者の確保に努めることで経営の安定を図ること。

以上、監査結果について報告します。